

郡山市上下水道局業務委託等に係る入札結果の公表に関する要領

令和2年4月1日制定

[上下水道局 総務課]

(目的)

第1 この要領は、上下水道局総務課（以下「総務課」という。）が入札に付した業務委託等について、その契約における入札結果を公表することにより、入札の公正を確保し、もって入札の一層の適正化を図ることを目的とする。

(公表対象)

第2 公表の対象は、総務課が競争入札により発注する業務委託等とする。

(公表内容)

第3 公表する内容は、次のとおりとする。

ア 入札者の商号又は名称及び各回の入札金額（第1号様式）

イ 落札者の商号又は名称及び落札金額（第2号様式）

ウ 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定により随意契約とした場合においては、見積者の商号又は名称及び各回の見積金額（第1号様式）

エ ウの場合における契約の相手方の商号又は名称及び落札金額（第2号様式）

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設け、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称及び申込金額（第1号様式）

(入札不調時の取扱い)

第4 入札等が不調になった場合は、第2号様式により、不調となった旨のみ公表する。

(公表時期)

第5 公表する時期は、契約締結日の翌週中とする。

(公表方法)

第6 公表は、次項及び第3項の規定により書面を公衆の閲覧に供し、及び市ウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

2 書面による閲覧は、上下水道局総務課に設置する閲覧所及び政策開発部広聴広報課市政情報センターにおいて行うものとする。

3 書面による閲覧の時間は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(公表期間)

第7 公表期間は、契約の締結した日の属する年度の翌年度までとする。

(閲覧書類の保存期間)

第8 閲覧書類の保存期間は、5年間とする。

(補則)

第9 この要領に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

入札（見積）執行調書

（単位 円）

契 約 番 号		入札（見積）執行日					
工 事（委託・修繕）名							
施 行 場 所							
指 名 業 者	第 回 額	第 回 額	第 回 額	第 回 額	落 札		
商号又は名称	代表者名	落札（決定）金額	落札（決定）金額	落札（決定）金額	落札（決定）金額	（決定）	
以上	社					検印	
※落札（決定）価格は最低入札（見積）額に消費税及び地方消費税の額を 加算した額（1円未満切捨）である。							

